

令和7年度やまぐち若者育成・県内定着促進事業 奨学金返還補助制度対象者募集要項

令和5年度以降、大学等に進学し、卒業後、山口県内に居住・就職した方に、奨学金返還額の一部を補助します！ 補助を希望される方は、内容をご確認の上、募集期間内に「補助制度対象者認定申請」を行ってください。

1. 募集期間

令和7年4月14日から令和8年2月20日まで（消印有効）

2. 対象者

次の(1)～(5)のすべての要件を満たす方が対象です。

(1) 前提要件

- 令和5年度以降に大学(短期大学を含む。)、専修学校専門課程及び高等専門学校(4年生以上)(以下、「大学等」という。)へ入学した方
- 大学等在籍中に(公財)山口県ひとづくり財団奨学金(以下、「財団奨学金」という。)の貸与を受けていた方
- 大学等に在籍し、入学から卒業までの正規の修業期間中、継続して(独)日本学生支援機構の給付型奨学金の給付を受けていた方

(2) 奨学金に関する要件

- 山口県内での就職日以降に、財団奨学金を返還予定または返還中であること。

(3) 定住に関する要件

- 令和6年度以降に大学等を卒業し、卒業後半年以内に、定住の意思をもって山口県内に居住した方
- ※ 山口県内に本社機能を有する企業等に雇用され、一時的に県外事業所または事務所で就労(居住)する場合や、県外本社企業に就職した方のうち、主たる勤務地を山口県内に定めて雇用され、かつ、最初の勤務地が研修などの理由で県外になる場合は、ご相談ください。

(4) 就業に関する要件

- 令和6年度以降に大学等を卒業し、卒業後半年以内に就労した方(注1)で、次のア～エのいずれかに該当すること。
なお、有期雇用やアルバイトの方でも就労の事実を証明できる方は、すべて対象となります。
- ア) 企業、団体又は個人事業主(以下、「企業等」という。)に、主たる勤務地を山口県内に定めて雇用され、かつ県内事業所又は事務所で就労すること。
※ 県内本社企業等に就職後、最初の勤務地が県外事業所または事務所になる場合は、ご相談ください。
- イ) 山口県内において継続的にテレワーク等で勤務していること。
- ウ) 山口県内において起業していること。(注2)
- エ) 山口県内において個人事業主または農林漁業者等として就労していること(注2)。

注1) 県内に就職した企業側の都合のため、令和7年4月1日より前に県内就職した場合等は、ご相談ください。

注2) 事業専従者としての就労状況を、確定申告書類等により、後日確認することが必要になります。

(5) その他要件

次の①～④に該当しないこと。

① 国家公務員・地方公務員として雇用されている方

例) 国の地方機関の職員、県職員、市町職員、県教育委員会の職員・臨時講師、会計年度任用職員

② 独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人(公立大学法人を含む。)に雇用されている方

例) 独立行政法人(国立病院機構 山口宇部医療センター)

国立大学法人(山口大学、山口大学附属病院も含む。)

地方独立行政法人(山口県立総合医療センター、山口県産業技術センター)

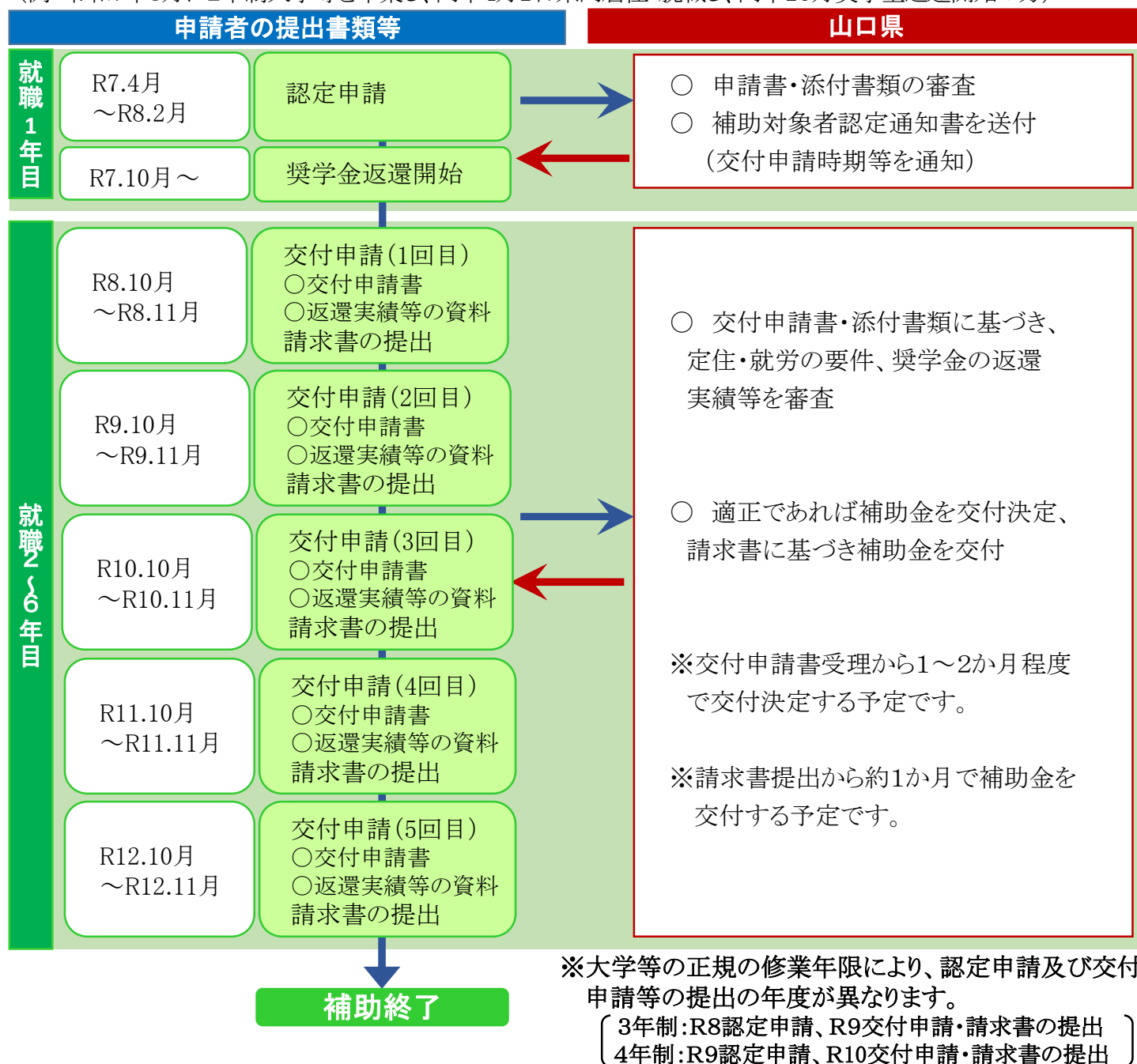
公立大学法人(山口県立大学)

③ 他の奨学金返還支援制度の適用を受けている方(他の奨学金返還支援制度と併用はできません。)

④ 奨学金の貸与等に関する事実、財団奨学金を返還している事実、定住の事実及び就労の事実を証明する書類を提出できない方

3. 手続の流れ

(例 令和7年3月に2年制大学等を卒業し、同年4月1日県内居住・就職し、同年10月奨学金返還開始の方)



4. 提出書類

申請者に提出いただく書類

- (1) 奨学金返還補助制度対象者認定申請書(別記第1号様式)
- (2) 県内就労を証明できるもの
(在職証明書、採用通知、就労証明、所得証明、確定申告の写しなど県内での在職を証明できる書類)
- (3) 住民票抄本
(認定申請日から3か月以内でマイナンバーの記載がないもの)
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構が給付する奨学金の給付金額、給付期間を証明できるもの
(奨学金給付証明書)
- (5) 公益財団法人山口県ひとづくり財団が貸与する奨学金の貸与金額又は返還金額、貸与期間、返還期間を証明できるもの
(奨学金貸与証明書、奨学金返還証明書など)
- (6) 奨学金貸与団体等への個人情報提供同意書(別記第2号様式)
- (7) 大学等の卒業年月を証明できるもの
(卒業証明書、卒業証書の写し、学位記の写しなど)
- (8) その他対象者の認定のため必要なもの

「認定申請」を行う際の注意

- (1) 「認定申請」の要件を満たす方は、お早めに申請してください。
(募集期間内に申請に必要な書類が揃わないと年度内に認定が行えない場合があります。)
- (2) 県内に本社企業を有する企業等に雇用された場合で、最初の勤務地が県外である方も、認定申請を行うことができます。なお、県外本社企業に就職した方のうち、主たる勤務地が山口県内に定めて雇用されている場合で、かつ、最初の勤務地が研修などで県外になる場合は、ご相談ください。

「認定申請」を行った後の注意

- (1) 本返還補助制度は貸与された奨学金の返還を免除する制度ではありません。奨学金の返還は貸与団体との約定どおりに行ってください。
- (2) 奨学金の返還猶予を受けた場合は、ご相談ください。
- (3) 認定申請後に氏名や住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、返還計画などの認定通知書に記載のある事項に変更が生じる場合は、速やかに申請者・認定者情報異動等届出書を届け出てください。

「対象者の決定の取消し」を行う場合

次のいずれかに該当するときは、対象者の決定の取消しの措置を行います。

- (1) 県内居住・就業後に離職し、再び、県内居住・就業せず3か月を超過したとき
- (2) 財団奨学金について、返還免除を受けたときまたは全額を返還したとき
- (3) 認定を辞退する旨の届出があったとき

5. 補助金額

次の区分に応じ、最大100万円の奨学金返還補助金を給付します。

対象者	補助金額	補助期間	参考
「2. 対象者」に記載するすべての要件を満たす方	正規の修業期間が1年の大学等を卒業した場合	対象外	対象外
	正規の修業期間(2年以上に限る。)中、財団奨学金を1年間、借り受けていた場合	年額 50,000円	最大補助額 25万円
	正規の修業期間中、財団奨学金を2年間、借り受けていた場合	年額 100,000円	最大補助額 50万円
	正規の修業期間中、財団奨学金を3年間、借り受けていた場合	年額 150,000円	最大補助額 75万円
	正規の修業期間中、財団奨学金を4年間以上、借り受けていた場合	年額 200,000円	最大補助額 100万円
		補助対象者認定要件を満たす5年間	

募集要項のほか、様式、記載例、Q&Aなど詳しい情報は、
山口県総合企画部政策企画課のホームページからご確認ください。

【URL】 <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/19/194729.html>



山口県 若者育成・県内定着促進

検索

申請書の提出先・問合せ先

山口県 総合企画部 政策企画課(新たな時代の人づくり推進室)
やまぐち若者育成・県内定着促進事業奨学金返還補助担当

〒753-8501 山口市滝町1-1 本館棟7階

電話番号 083-933-2516

メールアドレス a10000@pref.yamaguchi.lg.jp

(受付時間／平日 午前8時30分～午後5時15分)